

令和4年2月4日

保育施設の保護者 各位

旭川市長 今津 寛介  
(子育て支援部こども育成課担当)

### 新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した際のお願い

日頃から、本市子育て支援施策に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、新型コロナウイルス感染症の陽性者が急激に増加しているため、保健所で行っている保育所等に対する疫学調査に遅れが生じている状況にあります。

このため、保育施設の職員・児童に陽性者が発生した場合には、当面の間、以下のとおりの対応とさせていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

#### 1 通われている保育施設で陽性者が発生した場合

陽性者が発症日2日前以降に保育施設に登園（出勤）している場合など、施設内で感染が拡大している可能性があるときは、発症日2日前以降に陽性者と一緒に保育を受けた児童及びその職員に対し、保育施設から、陽性の判明日から原則2日間、登園を控えるよう要請がありますので、御協力をお願いいたします。

登園再開の時期については、保健所の疫学調査の結果を踏まえて、こども育成課と保育施設との協議の上決定し、お知らせいたしますのでよろしくをお願いいたします。

なお、症状がある方は、かかりつけ医や新型コロナウイルス感染症健康相談窓口（0166-25-1201）等まで御相談ください。

#### 【調査及び登園回避対象】

発症3日前	発症2日前	発症1日前	発症日 (※)	陽性 判明日	自粛1日目	自粛2日目
対象外	対象	対象			保健所による疫学調査	

※ 陽性者に症状が無い場合は発症日を検体採取日と読み替えます。

#### 2 通われている保育施設への連絡の徹底について

次に該当する場合は、保育施設へ速やかに連絡するようお願いいたします。

- (1) お子さま又は同居の御家族が陽性者となった
- (2) お子さま又は同居の御家族が濃厚接触者となった
- (3) お子さま又は同居の御家族が保健所の指示又は診察した医師の判断で検査対象者となった

#### 3 保育料について

登園回避の要請により、欠席した期間については、これまでどおり日割り計算により保育料を減額します。

【問合せ先】旭川市子育て支援部こども育成課（0166-25-9844, 25-9845）